

「地域で生きる拠点を創る」追補版

1. ろうあ者相談員の役割

音声言語の利用に支障があるきこえない人は音声言語中心の社会において不利な立場にあり、様々な問題に悩まされている。彼らを支援する必要性から各地でろうあ者相談員（呼称は地域により異なるが本稿ではその総称としてこの名称を用いる。）が設置され、相談支援を提供している。きこえない人は、就学義務の免除やその特性に合った教育環境の不備などのために適切な教育機会に恵まれなかったことから、日本語の読み書き能力を十分に習得できていないことが多く、筆談によるコミュニケーションに支障が生じやすい。筆談に支障がない場合でも、込み入った内容の相談を筆談で行うには心身の負担が大きい。特に手話言語を日常的なコミュニケーション手段としているきこえない人にとっては、手話言語による相談を通して適切な支援を提供する役割を果たしているろうあ者相談員に対するニーズは大きい。

2. ろうあ者相談員設置に向けた運動

高度経済成長期に障害者関係の法制度の整備が進んだことを背景として、きこえない人の社会進出が拡大したが、依然として障害者の受け入れ体制が整っていなかった社会において様々な困難を抱えていた。彼らは福祉事務所に相談を持ち掛けたものの、当時の職員には手話言語ができる者がほとんどおらず適切に対応することが困難であった。こうした状況を打開するために地域のろうあ団体関係者は「手話ができ、ろう者・難聴者・中途失聴者の心情等を十分に理解できる人」（全日本ろうあ連盟「聴覚障害者の相談の資格・認定に関する調査研究及び聴覚障害者相談支援へのケアマネジメント等の研修事業報告書」12 頁、2006 年）を相談者として設置することを地方自治体に求めてきた。こうした訴えが功を奏し、1963 年に北海道の旭川市に初めてろうあ者相談員が設置されたのを端緒として徐々に全国的に拡がっていった。しかし、地方自治体における独自の制度として設置されているものであり国の法制度に基づくものではないため、全都道府県・政令指定都市において設置されているわけではない。全日本ろうあ連盟が把握しているところによれば、2020 年度時点のろうあ者相談員の設置状況は都道府県において 191 人、政令指定都市 57 人の合計 247 人となっている。ただし、5 県と 4 政令指定都市でいまだに設置されておらず、全国的な設置は実現できていないことから、更なる拡充が求められている。

3. ろう重複障害者やろう高齢者に対する支援ニーズの高まり

現在はろう重複障害者やろう高齢者に対する支援ニーズが高まってきている。

ろう重複障害者は、ろう・難聴以外に視覚障害、肢体障害、内部障害、知的障害、精神障害等を併せ持っている。音声言語中心の社会で不利になりやすいきこえの問題に加え、こうした他の障害を併せ持つろう重複障害者は社会生活上の困難さが一層大きくなる。とくに、知的障害、精神障害といったコミュニケーション面に一定の影響がある障害が重複している場合は周囲との関りで支障が生じやすくなる。人間は他者との相互作用を通じて発達していくといわれるが、重複障害があることによりこうした発達プロセスに影響が出やすくなることから、コミュニケーション面を中心とした幅広い支援ニーズを持っている。

また、ろう高齢者は、障害者に対する人権意識が希薄であった時代に若年期を過ごしてきたゆえに、

教育や就労、婚姻など社会生活の様々な場面で度重なる不当な扱いを受忍せざるを得なかった。年齢を重ねて健康上の不安が大きくなってからも、医療機関や福祉・介護施設の多くが手話言語によるコミュニケーションなど適切な配慮を提供できる体制を整えていないことから、十分な医療・福祉サービスを受けられずにいる。

このような社会生活上の問題を抱えるろう重複障害者やろう高齢者に対して適切な支援サービスが提供されるようにするためには、彼らの支援ニーズを確実に把握し、適切な支援につなげることが可能ならあ者相談員の介在が求められる。

4. きこえない子供を持つ親への支援

きこえない子供が健全に発達していくためには、その親が適切な知識やコミュニケーションスキルを備えた上で関わっていくことが重要である。しかしながら多くの親がそうした情報の得られにくさから十分な知識やコミュニケーションスキルを習得できず我が子と向き合うことに困難を感じて悩んでいる状況が見られる。こうした課題を改善していくためにろうあ者相談員による情報提供や相談支援等のサポートが期待される。

5. ろうあ者相談員研修会

ろうあ者相談員をめぐる法制度上の脆弱な立場のために、資質向上に向けた研鑽を図る機会やろうあ者相談員同士の情報交換ができる場はほとんどなく、多くのろうあ者相談員はそれぞれの地域において手探りできこえない人の支援にあたらなければならない状況にあった。こうした問題状況を打開するため、1987年に全国のろうあ者相談員が一堂に会し、研修や情報交換を行うための場としてろうあ者相談員研修会が初めて設けられ、今年度までに33回の実施を重ねてきている。2018年度より、きこえない人の相談支援と就労支援それぞれに関わる者同士の連携を促し、より効果的な支援を提供できるようにすることを目的として、手話協力員やハローワーク職員、ろうあ団体労働担当者など、きこえない人の就労支援に関わる立場にある者たちの研修や情報交換の場となっている全国職業安定所手話協力員等研修会兼ろうあ者労働問題フォーラムと合同で開催されるようになった。2019年度は、2日間の日程で実施され、初日はチーム支援をテーマとした相談支援分野と就労支援分野の合同によるグループディスカッション、2日目はそれぞれの分野別に分科会が行われた。これらの取り組みの中で実際のケースに関する検討が行われる場合はプライバシーの確保に最大の配慮を尽くした上でっており、個人情報保護にも細心の注意を払っている。このようにして、支援ネットワーク強化による効果的な支援の必要性をめぐる現代の要請に応じて研修の形態を変化させながらろうあ者相談員の資質向上を図るための場としての存在意義を高めている。

6. 新たな課題への対応

・手話言語が通じない相談支援事業所

現在、障害者総合支援法において、各種福祉サービスへの橋渡しの役割をもつ相談支援事業所の開設が進んでいるが、これらの事業所に配置されている相談専門支援員の多くはきこえない人と確実に意思疎通を図れるだけの十分な手話言語スキルを習得していないために、きこえない人にとって利用しにくく、その結果としてきこえない人が各種の福祉サービスを効果的に利用しづらくなっているという状況がみられる。こうした状況を背景として、ろうあ者相談員を障害者総合支援法上の制度の

中に位置づけ、計画相談支援を担わせるべきであるとの要望が高まってきている。

こうした状況を踏まえ、ろうあ者相談員が計画相談支援を実施することになれば、きこえない人の福祉サービス利用が進むことが期待される。さらに、計画相談支援の中で地域の関係機関によるチーム支援にろうあ者相談員が参加することにより、聞こえない人からの視点が導入され、きこえない人に対するより適切な支援が提供されるようになることも期待される。

しかし、その一方で次のような課題も顕在化している。計画相談支援事業に対する介護給付費が低額であり、独自では安定的な事業継続が困難である。また、ろうあ者相談員が他事業所との会議や関係機関の会合に参加する場合における手話言語通訳者手配に要する人件費負担の問題が指摘されている。さらに、障害児に対する支援は「障害者相談支援事業」とは別に「障害児相談支援事業」で対応する必要がある。

7. 計画相談支援をろうあ者相談員が担えるようにするために

ろうあ者相談員が計画相談支援を担えるようにするためには、現在のところ都道府県聴覚障害者協会が事業体を設け、指定特定相談支援事業者の指定を受ける方法が見られる。ろうあ者相談員が相談支援専門員を兼務している協会の取り組みを以下に紹介する。

(1)千葉県

・千葉聴覚障害者センターにおける相談支援専門員の取り組みとその成果

職員構成：相談支援専門員 6 名（内 4 名・ろう・2 名きこえる人）

取組内容：サービス等利用計画書の作成、モニタリング業務はもとより、就労や社会生活に関する相談、受診同席、遺産に関する相談、法律相談など幅広く実施している。相談者に安心した環境で正しい情報を伝えるために、手話通訳が表現する内容をよりわかりやすく相談者に伝えるという通訳リレー的な支援は、ピアのろう相談支援専門員ならではの役割と感じている。

また、当事業所は、コミュニケーション課、千葉県内の各市町村のろうあ協会と連携し、一つの事例を千葉県全体の課題として捉え、65歳を過ぎても手話コミュニティのある障害福祉サービス事業所を継続利用できるよう行政に働きかけ成果を上げている。

成年後見人制度の利用においては、きこえない人の特性を理解し得る後見人を発掘し、本人と後見人の信頼関係を構築するための支援を行っている。

(2)京都府

①社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が運営している指定特定相談支援事業所では、京都府内に9カ所ある。計画相談支援専門員は、きこえる人20人、ろう者1人が在籍（2021年1月現在）。

②事業所設立の経緯

最初に、1966年京都府はろうあ者の生活上の諸問題や悩みの解消のため、全国で例をみない「ろうあ者相談員制度」を発足。京都ろうあ協会の役員が相談員活動をしながらろうあ者の悩みを聞く活動を始めた。ろうあ者の実態と直面する問題が明らかになり継続的な相談支援の必要性が高まり、1969年当法人の前身である京都ろうあセンターが設立し、生活相談事業、手話通訳事業、生活訓練事業などの開始に至った。京都ろうあセンター以来生活や聞こえの相談、手話通訳等の実践から府内の市町

村の通訳者設置事業、府内に点在するろうあ者が身近に相談できる聴覚言語障害センター事業を展開してきた。ろうあ者の就労支援、生活支援、自立訓練の事業を展開する中で 2006 年障害者自立支援法が施行され、それらのサービス利用に計画相談が必要な流れで「指定特定相談事業所」を各聴覚言語障害センターと当法人委託の障害者生活相談支援センターに設置していった。

③ろう者が相談専門支援員を担うことによる効果や意義など

従来の相談支援の中ではろうあ者の思い、微妙なニュアンスがつかみきれていないと思われることがあり、そのようなずれを修正し、適切な支援を受けられるように繋げられることに意義がある。

ろう者の特性、ろう者一人一人の特性の違いなどを、きこえる相談員、ケアマネ等に伝えられることが強みであり、コミュニケーション支援の役割が大きい。

④ろう者の相談専門支援員がいる相談支援事業所の必要性

きこえる相談員でも手話やコミュニケーション技術を磨き、ろうあ運動や障害者福祉を学んだり、全国手話通訳問題研究会の活動をするなど運動の実践をしたりして、ろう者のニーズを把握する努力をしている方もおられる。しかし、それは少数であり、まだ育っていないことも事実である。そのきこえる相談員をも育てるために、ろう者相談員の力量を発揮することが求められる意義がある。

⑤相談支援事業所の設立を検討している加盟団体へのアドバイス

利用者のニーズに合わせ、制度サービス等を利用することになった時には、行政に提出する支援計画を作成するために一般相談の中でろう者の社会的背景をとらえたニーズをどのように把握するかが重要である。そのためには、まずろう者・難聴者・中途失聴者の生活実態調査を行う取組みから始めることが望ましい。その方法は、民間企業など助成事業に申請しろうあ協会、手話サークル、聴覚障害者情報提供施設と学識経験者で地域ネットワークを構築し、調査を行うことである。調査から明らかになったニーズに基づいて社会資源を求める時に、相談支援事業所があると、スムーズに社会資源の構築が進みやすい。また、相談員の役割として、利用者が希望する支援につなげるだけでなく、新たな社会資源を構築させるために、聴覚障害者が安心して地域社会に参加できる支援計画づくりを進めることが重要である。

(3)大阪府

大阪ろうあ会館（運営：公益社団法人 大阪聴力障害者協会）には、支所を含めると 15 名の相談支援専門員（内ろう 1 名）がおり、ろうあ者のコミュニケーションや情報の保障をした上で本人の意思を大切に考え、さまざまな事業所や社会資源とつながっている。これまでのろうあ運動の積み重ねにより、ろうあ者やろう重複障害者が利用できる社会資源が増えつつある。そして、障害者総合支援法の範囲に留まらず、ろうあ者やろう重複障害を持つ方が利用できる制度やサービスへ積極的につないでいる。また、制度の利用をするために関係機関との相談・交渉を行っている。

きこえの問題や手話の知らない方に対しても手話言語だけではなく、身振りや筆談等でどのようにすれば双方の負担なく、コミュニケーションが図れるか調整を行い、今ある社会資源をろうあ者やろう重複障害者も利用ができるようにしている。

きこえに問題があるだけで当初は受け入れに不安を感じていた方や事業所が、きこえない人と関わ

っていく中で、手話言語に関心を持ってもらえるようになることもある。

各団体における取組に共通していることは、手話言語を通してきこえない人が抱える課題を把握した上でニーズを的確に見極め、適切な支援に繋げていくようにしていることである。こうした取り組みの中で、既存の制度や支援の枠組みでは対応できない場合に新たな社会資源の創出を行政に働きかけ、支援体制のさらなる充実化につなげている団体もある。きこえない人が利用できる社会資源が依然として少ない状況において、ろうあ者相談員は従来の支援対応のみならず新たな社会資源開発を推進する役割も果たしており、さらにその存在の重要性を高めている。こうしたろうあ者相談員の必要性を改めて認識し、各地域におけるきこえない人の社会生活環境の向上に向けたキーマンとして活躍できる基盤を設けていくように我々は今後も一層取り組んでいくことが求められる。

以上

【参考】

相談支援事業を実施するためには、自治体ごとに作成されている手引に沿って指定を受けるための手続きを進めることになります。全国的に統一されたマニュアルはありませんが、事業指定申請手続きの参考例として埼玉県は以下の通りです。尚、実際に手続きする際には、各自治体に相談の上、申請を進めるようにしてください。

埼玉県：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/soudann.html>